令和５年度第２回熊谷市地域公共交通会議
運賃協議小委員会

議　案　書

令和６年２月１３日

議　事

議案第１号　令和６年４月１日からの「ゆうゆうバス」の「ほたる号」、「グライダーワゴン」、「さくら号」、「直実号（さくら号代替路線）」、「グライダー号」路線に適用する運賃について

議案第１号

令和６年４月１日からの熊谷市ゆうゆうバス「ほたる号」、「グライダーワゴン」、「さくら号」、「直実号（さくら号代替路線）」、「グライダー号」の路線に適用する運賃について

【適用する路線】

令和６年４月１日からの以下の路線

⑴　令和５年９月１日～令和５年１０月３１日試験運行路線
　　ほたる号、グライダーワゴン

⑵　沿線住民からの相談等により変更する路線
　　グライダー号、グライダーワゴン

⑶　熊谷文化創造館の順路を変更する路線
　　さくら号、直実号（さくら号代替路線）

※いずれも令和５年１１月２８日の「令和５年度　第４回熊谷市地域公共交通会議」の議案と報告で運行について承認済の路線

【適用する運賃】

令和６年２月１日からゆうゆうバスの各路線に適用されている以下の運賃を適用する。

種別	改定前	改定後
１回	100 円	200 円
１日乗車券	300 円	500 円
紙の回数券	11 回/1,000 円	10 回/2,000 円
スマホバス回数券	―	10 回/1,500 マネー（1,500 円）

⑴　小学生は小児運賃：1 回 100 円を適用。

⑵　以下の方の運賃は引き続き無料。
- 未就学児
- 障害者手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示された方とその介助・付添人１人
- 運転免許を自主返納した方（警察で有料交付される運転経歴証明書を提示）

⑶　すでに販売している紙の回数券（11 枚綴り）は２枚または１枚と 100 円で１回乗車可能とする。（小学生は１枚で１回）

⑷　スマホバス回数券は、令和６年２月１日から熊谷市地域電子マネー「クマPAY（ペイ）」でのみ購入可能となる。

（別紙）

※令和６年４月１日からの「ほたる号」、「グライダーワゴン」、「さくら号」、「直実号（さくら号代替路線）」、「グライダー号」

⑴　試験運行路線

ア　ほたる号



イ　グライダーワゴン



（別紙）

⑵　沿線住民からの相談等により変更する路線

ア　グライダー号、グライダーワゴン

停留所の略図

【運行経路変更】

番　号		名　称			警察署	熊谷署
位　置		熊谷市西城「森谷」付近		運行系統	グライダー号 グライダーワゴン	
隣接停留所 間の距離	（森谷）	－	（当該箇所）	－	（西城就業改善センター入口）	



※沿線住民より、バス走行の騒音・振動への相談があり迂回するもの。　適用時期：令和6年4月1日

⑶　熊谷文化創造館の順路を変更する路線

ア　さくら号、直実号（さくら号代替運行路線）

停留所の略図

【運行経路変更】

番　号		名　称			警察署	熊谷署
位　置		熊谷市「籠原駅」付近		運行系統	さくら号 直実号 （さくら号代替運行分）	
隣接停留所 間の距離		－	（当該箇所）	－		

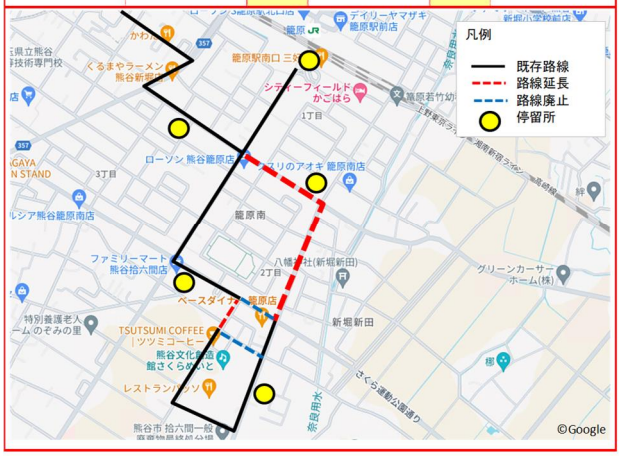

※熊谷文化創造館の順路を変更するもの。

変更前：籠原駅→拾六間北→熊谷文化創造館→拾六間北→籠原駅→NTT前

変更後：籠原駅→保育ステーション前→熊谷文化創造館→拾六間北→NTT前

適用時期：令和6年4月1日